

平成 25 年 1 月 4 日

## 平成 25 年度私費外国人留学生奨学生募集要綱

財団法人 アジア教育文化交流協会

理事長 竹 入 義 勝

財団法人アジア教育文化交流協会は、平成 24 年度奨学金支給事業として、大学院に在学する私費外国人留学生に対し、次の要項に従い奨学生を募集致します。

### 1、応募資格（下記の資格すべてに該当すること。）

- ① 中華人民共和国の国籍を有し、中華人民共和国から学問研究のため来日し、平成 25 年 4 月から、我が国の大学院で、社会科学系の専門コース（法科大学院を除く）の修士課程に入学見込のもの、及び、修士課程の二年次に在学しているもの。
- ② 年齢は 35 才未満とする。（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ③ 私費留学生で、他の奨学金を受けていないもの。
- ④ 日本と中国との友好交流に十分な理解と関心をもち、将来、両国の親善に積極的に貢献しようとするもの。

### 2、奨学金及びその支給期間

奨学金は、月額 12 万円とする。

支給期間及び支給方法は以下の通り。

- ① 平成 25 年 4 月に入学見込のものについては、平成 25 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 2 年間とする。
- ② 平成 25 年 4 月に修士課程二年次に在学するものについては、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 1 年間とする。
- ③ 9 月入学については平成 25 年 4 月の時点で修士課程一年次生だけを対象とし、支給期間は平成 27 年 8 月までの 1 年 5 ヶ月間とする。
- ④ 奨学生は、当財団が主催する懇談会に、原則として出席しなければならない。

### 3、応募の手続き

- ① 奨学生に応募するものは、別紙、平成 25 年度奨学金申込書に所定事項を記入の上、次の書類を添えて、在学する大学において指定する日までに、大学長又は所属する研究科委員長に提出する。

#### ア. 学業成績表

- ◆ 現課程の成績表（入手不可能の場合、前課程の成績表。母国の成績表でもよい。）

◆ 学部生の時の成績表。

イ. 指導教授の別紙（様式 2）の推薦状（親展書であること）

ウ. 在学証明書（平成 25 年 4 月入学見込のものについては、入学許可書でよい。）

エ. 住民票（在留資格－留学－が明記されたもの）

- ② ①の奨学金申込書が提出されたときは、大学長又は所属の研究科委員長は、奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認めたものにつき別紙（様式、1）の推薦書を付して本協会に推薦する。

- ③ 推薦者数は各大学 1 名。

- ④ 応募期日締切日 平成 25 年 2 月 15 日（金）

郵送の場合は必ず書留郵便とすることとし、当日消印のあるものまで有効とする。  
その後は受け付けない。

- ⑤ 募集人員は若干名。

- ⑥ 応募提出書類は一切返却しない。

#### 4、選考及び決定

- ① 本協会は、大学長又は所属の研究科委員長から推薦があったときは、本協会に設ける選考委員会に諮り、面接試験などにより奨学生を選考する。

- ② 選考要領は下記のとおりとする。

ア. 書類選考 第 1 次選考として書類上の審査を行う。

イ. 面接試験 平成 25 年 3 月 14 日午後 5 時～（第 1 次選考合格者だけが受験。  
受験者にはあらためて 3 月 2 日以降に、文書で当該応募者に通知する。）会場は当財団事務所

ウ. 選考の結果は、大学長又は所属の研究科委員長及び応募者全員に通知する。

#### 5、奨学金の休止、停止及び期間の短縮

- ① 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を休止することがある。

- ② 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めたときは、奨学金の支給を停止し、又は支給期間を短縮することがある。

- ③ ①又は②により、奨学金の支給を休止もしくは停止され、又は期間を短縮された者について、その事由が止んだと認められるときは、奨学金の支給を復活することがある。

#### 6、支給の打切り

奨学生が次の①から④までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打切ることがある。

- ① 願書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- ② 大学において懲戒処分を受け又は成業の見込みがないと判断されたとき。
- ③ 退学したとき。
- ④ その他奨学生としての資格を失ったとき。

## 7、転 学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したものとみなす。

## 8、返 納

奨学金の支給後において、6の①、②又は7の事由が生じていたことが判明した場合には、既に交付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

## 9、報告書の提出

奨学生は本協会から照会があったときは、学習の状況について報告しなければならない。

## 10、問合わせ先

財団法人 アジア教育文化交流協会

〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32

(興和広尾ビルB106)

電 話 (03) 5424-0006

F A X (03) 5424-0008

メ ー ル aeetabko@blue.ocn.ne.jp

(月～金曜日はFAXかメールで、土曜日は9時～5時の間、電話での問合せを受け付けます。)

(お願い) 申込用紙につきましては、恐縮ですが、コピーして学生にお渡し下さい。

また、募集要項の到着確認のため、同封の「書類等到着確認用紙」をFAXで  
ご返送下さいます様お願い申し上げます。